

特定非営利法人 Earth アース 530 会則

(名称)

第1条 本会は特定非営利法人 Earth アース 530 (以下『アース 530』という)と称する。

(目的)

第2条 アース 530 は海、川、森等のより良い水辺環境維持保全に向けて啓発活動を行い、住民との交流を図り、総合的に自然環境の維持保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 アース 530 は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自然環境の維持保全にかかわる啓発活動
- (2) 自然環境維持保全美化運動等に伴う協力金等の募集活動
- (3) 海川等で釣り人が採捕した魚を福祉施設等に提供する交流事業
- (4) その他アース 530 の活動に必要な事業

(会員の資格)

第4条 アース 530 の会員たる資格を有するものは、第2条の趣旨に賛同する個人、団体及び法人とする。

(入会)

第5条 アース 530 に入会しようとするものは、会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 アース 530 を退会しようとする会員は、退会届を提出するものとする。

(届け出)

第7条 会員は、その氏名及び名称、並びに住所及び所在に変更があった場合には、遅滞なく会長に届けなければならない。

(役員)

第8条 アース 530 に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 1名

2. 会長及び副会長は、総会において会員の中から選任する。
3. 理事及び監事は、総会の同意を得て、会長が会員の中から選任する

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

2. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長はアース530を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
4. 理事は、会計を監査する。

(支部)

第11条 アース530は、目的達成のため支部を設置することができる。

- (1) 支部の運営は、別途定める要綱によるものとする。

(顧問)

第12条 アース530に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、重要な会務に関し会長の諮問に応じる。

(総会)

第13条 総会は、アース530の活動を推進するため、年1回開催する。

ただし、会長及び理事会が必要と認めたとき、または4分の1以上の会員の請求があったときは、臨時に総会を開催する。

2. 総会の議長は、総会に出席者の会員の中から互選する。
3. 議会は、会員の3分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議会の議決事項)

第14条 アース530は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算

- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他会長または理事会において必要と決めた事項

(事業年度及び会計)

第15条 アース530の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。ただし、平成24年度はアース530会則施行日から事業年度とする。

- 2. アース530の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第16条 会員は、会費を納めなければならない。

- 2. 会費は、正会員・賛助会員・特別会員毎に定め、入会費については別紙添付資料を参照する。

(事務局)

第17条 事務局は、三重県度会郡大紀町1960番地に置く。

(附則)

アース530は、平成24年10月7日より施工する。

正会員の入会金について

個人会員様について

個人で正会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口5,000円です。
個人で入会される方で、障害者手帳をお持ちの方については、入会金は半額となります。
(入会時に障害者手帳をご提示いただきますようお願いいたします。)

団体・組合会員様について

団体・組合で正会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口6,000円です。
団体・組合で正会員となられる方の申し込みの数に関しては、2口以上とさせていただきます。

法人会員様について

法人で正会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口50,000円です。
申し込みの数に関しては、2口以上とさせていただきます。

賛助会員の入会金について

個人会員様について

個人で賛助会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口2,000円です。
個人で入会される方で、障害者手帳をお持ちの方については、入会金は半額となります。
(入会時に障害者手帳をご提示いただきますようお願いいたします。)

団体・組合会員様について

団体・組合で賛助会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口3,000円です。
団体・組合で賛助会員となられる方の申し込みの数に関しては、2口以上とさせていただきます。

法人会員様について

法人で賛助会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口25,000円です。
申し込みの数に関しては、2口以上とさせていただきます。

特別会員の入会金について

個人会員様について

個人で特別会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口10,000円です。
個人で入会される方で、障害者手帳をお持ちの方については、入会金は半額となります。
(入会時に障害者手帳をご提示いただきますようお願いいたします。)

団体・組合会員様について

団体・組合で特別会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口30,000円です。
団体・組合で特別会員となられる方の申し込みの数に関しては、2口以上とさせていただきます。

法人会員様について

法人で特別会員となられる方は、途中入会に関係なく、通年一律、1口100,000円です。
申し込みの数に関しては、2口以上とさせていただきます。